

国保だより

No. 46

平成15年5月

15年度から国民健康保険料の算定方法が変わります

国民健康保険法施行令の改正により、15年度から国保料の所得割の算定方法が変わります。変更点は以下とあります。

給与所得特別控除の廃止

国保料算定においては給与所得者について、特別控除（最高2万円）を適用しておりましたが、これが廃止になります。

例えば年間15万円の給与収入のあつた方は150万円から給与所得控除65万円と33万円（基礎控除）を引いた52万円が算定基準になります。

（今まで52万円から2万円を引いた50万円に対し料率をかけていました）

公的年金等特別控除の廃止

国保料においては65歳以上の年金受給者について、特別控除（17万円）を適用していましたが、これが廃止になります。

長期譲渡所得等の特別控除の適用

土地建物等にかかる長期譲渡所得を有する場合、特別控除前の所得が国保料の所得割の算定基準で、所得税・住民税と同じよう特別控除後の金額が算定の基準となります。

■国保料についてのお問い合わせは

税務課町民税係
☎ 62-9122
(有)9122

平成15年度年金相談所開設のお知らせ

岡谷社会保険事務所では15年度の年金出張相談を次のように計画しています。

●開催日

5月14日、6月11日、
7月9日、8月6日、9月10日、
10月8日、11月12日、12月10日、
平成16年1月14日、2月12日、
3月10日

月1回

●時間 午前10時～午後3時

●場所 茅野商工会議所

●内容

相談者に係る被保険者の記録の確認や年金の試算等、国民年金厚生年金に限らず、年金全般についての質問相談に年金専門官がお答えします。

国

民

年

金

分の年金の種類」をご存じですか？

加入の仕方は3種類あなたは何号？

納めるほど大きな安心

国民年金には、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人気が加入します。自営業などの人や学生（第1号被保険者）、職場で厚生年金や共済組合に加入している人（第2号被保険者）、第2号被保険者に扶養されている配偶者（第3号被保険者）も、みんな国民年金の加入者です。あなたは、「自

介護納付金賦課限度額を7万円から8万円に改定されました

*なお、軽減判定所得の計算については現行どおりの計算方法となります。

15年度の国民健康保険料決定通知書をお送りしますので、ご確認ください。

20歳から60歳になるまでの40年間（480ヶ月）保険料を納めることで、原則として65歳から、満額の老齢基礎年金を生涯受けとることができます。年金額は保険料を納めた期間に応じて変わります。納め忘れている人は、2年以内であればさかのぼって納めることができます。また、国民年金は、25年間（300ヶ月）以上加入して保険料を納めないと、将来、老齢基礎年金を受けとることができないのでご注意下さい。この期間には厚生年金や共済組合などに加入している期間も含まれます

国民年金基金 厚生年金組合 上乗せ年金

国 民 年 金

(第1号被保険者)	(第2号被保険者)	(第3号被保険者)
自営業・農漁業などの人と学生 20歳以上60歳未満	会社や役所に勤める人	サラリーマンの妻(夫) 20歳以上60歳未満

基礎年金

■年金についてのご相談は、

住民課国保年金係
☎ 62-9111
(有)9111